

# 事業主の皆さまへ

## 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

— 1人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続が必要です —

### ◆加入義務のある事業場◆

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

労災保険は、パート・アルバイトを含めたすべての労働者が加入しなければなりません。

雇用保険は、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用見込みがある労働者が加入しなければなりません。

### ◆労働者とは？◆

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

### ◆保険料は何に使われている？◆

#### 労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

#### 雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

問い合わせ先

香川労働局 労働保険徴収室

電話 087-811-8917

又は最寄りの労働基準監督署・ハローワークまでどうぞ



働きがいのそばには労働保険。

労働保険  雇ったら、入る。労働者を守る。  
正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続を行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! 口座振替納付も便利  
詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。  
厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp> 労働保険 相談サイト 🔍 本誌は二次元コードから